

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例が制定されました

(施行日 平成27年4月1日)



本条例のポイント



1

県、県民、飼い主の責務の規定

- 動物愛護管理に関する施策の計画的推進(県)
- 動物愛護と適正な取扱いに関する理解(県民)
- 周辺住民の理解が得られる飼い方(飼い主)



2

県が推進する施策

- 子どもへの動物愛護普及啓発
- マイクロチップの装着推進
- 殺処分をなくすための取組
- 災害時対策



3

動物の適正な取扱いについて

- 周囲の環境への配慮
- 猫の屋内飼養
- 動物による侵害防止
- 犬猫の多頭飼養の届出義務

条例制定の目的

近年人と動物の関係は多様化し、動物の生態等に関する理解や、動物の飼養管理についての飼い主責任の遵守は、人と動物が共生していく上で必須のものとなっています。

しかし、動物に起因する住民間のトラブルの発生は後を絶たず、また多くの犬や猫が県に引き取られ、殺処分されているという現状があります。

県ではこのたび、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、「動物の愛護及び管理に関する法律」と合わせて、動物愛護精神の醸成と動物の適正な管理の普及を図り、動物に関する様々な問題に的確に対処してまいります。



「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」のポイント解説



1

県、県民、飼い主の責務の規定

- ・県は、**動物の愛護及び管理に関する施策**を策定し、関係団体等と連携を図り実施します。
- ・県民は、**動物愛護や適正飼養に関する理解**を深めましょう。
- ・飼い主は、周辺住民の理解が得られるような**飼い方**をしましょう。



2

県が推進する施策

- ・動物の愛護や正しい取扱いについて、学校等での**子どもへの普及啓発**を支援します。
- ・所有者を明示するために動物に装着する**マイクロチップ(※)**の**普及**を図ります。
- ・収容した**犬猫の殺処分をなくすための取組**を行います。➡(解説1)へ
- ・災害時における**被災動物の救護体制**を整備します。

(※)「マイクロチップ」とは

直径2mmの器具で、動物病院で注射器により、動物の皮下に埋め込みます。

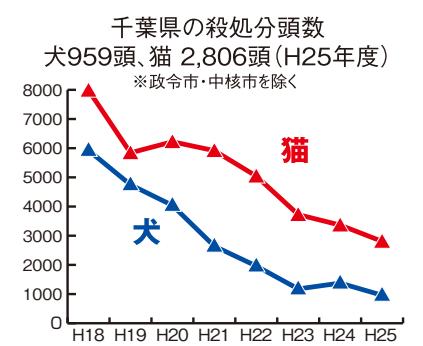
飼い主情報を登録機関に登録しておくと、災害時や迷子になった時などに、動物の身元確認が可能となります。情報の読み取りには、専用のリーダーが必要です。

千葉県では各健康福祉センター(保健所)、動物愛護センターなどにリーダーを備え付けており、収容動物にマイクロチップが入っていないかの確認をしています。



(解説1)犬猫の殺処分ゼロをめざして

飼い主からの引取り依頼、飼い主不明の子猫の持ち込み、放れている犬の捕獲などにより収容された犬猫5,916頭のうち、平成25年度は3,765頭が殺処分になりました。この中にはペットショップ等で購入された犬猫も多数含まれています。県では、飼い主の終生飼養、不妊去勢手術実施などの責任の徹底と、これから飼い主になる方への譲渡を推進し、殺処分のない社会をめざします。





3

動物の適正な取扱いについて

①動物を飼おうとする者の守ること

- ・動物の種類・習性、周辺の環境や万一逃げた場合の生態系への影響などについて考慮し、適正な飼養ができるか慎重に判断すること。
- ・適正な終生飼養ができない場合は、飼わないこと。**→(解説2)へ**

②飼い主の守るべきルール

- ・適切なえさ、水を与え、動物の健康を保持すること。
- ・飼養施設の内外を常に清潔にし、周辺住民に迷惑をかけないこと。
- ・動物が逃亡した際はすぐに探し、収容すること。
- ・災害時には、人の安全確保を妨げない範囲で同行避難に努めること。
- ・犬には適切なしつけを行い、散歩時のふんの回収をすること。
- ・猫は屋内飼養するよう努め、猫の健康・安全及び周囲の生活環境を保持すること。**→(解説3)へ**



③動物による侵害防止に関するこ

- ・犬は、適切な方法で、囲いの中に抑留するか、固定されたものにつないでおくこと。
- ・特定動物(※)が逃亡した場合は、直ちに保健所に通報すること。
- ・特定動物や犬が人に害を加えた時は、ただちに被害者を救護し、新たな侵害を防止すること。

(※)特定動物:ニホンザル、イヌワシ、ワニガメなど、政令で定める人等に危害を加える可能性がある動物のこと

(解説2)飼う「前」に考えましょう

飼い主は可愛がっているつもりでも、正しい飼い方を理解し、実践できていなければ、近所に迷惑をかけたり、人に危害を加えたりすることもあり、動物にとっても人間にとっても不幸なことになります。ペットを飼うのは、家族が一人増えるのと同じです。動物が死ぬまでの長い年月を、命に対する愛情と責任を持って、最後まで飼うことができるだけの知識、時間、金銭的余裕はありますか？

※適正飼養された場合の一般的な寿命



※ワニガメ:100年



※犬や猫:15年



※大型のオウム:50年

(解説3)外にいる猫は自由で幸せ？

屋外は、交通事故、感染症、けんかによるけがなど、猫にとって危険がいっぱいです。

また、地域住民にふん尿や鳴き声で迷惑をかけたり、飼い主の知らないところで繁殖してしまうこともあります。

(猫に関する苦情2,804件、所有者不明子猫の引取り2,369頭／平成25年度千葉県統計)※政令市、中核市を除く。現在外に出ている猫であっても、家に上下運動ができる器具(キャットタワーなど)や、隠れてリラックスできる場所を用意し、屋内が快適に過ごせる場所であることを根気よく教えましょう。

以下の場合、飼い主は県に届出等が必要です。

犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です（※91日齢未満の犬猫を除く。）



10頭以上になったときから30日以内に、飼い主の住所氏名、犬猫の頭数及び不妊去勢済みの頭数などを届け出なければなりません。

届け出ない場合、5万円以下の過料が科されることがあります。

特定動物（※）が逃げた時は保健所へ通報してください。
人に害を加えた時は、保健所への届出が必要です。

通報しない場合、30万円以下の罰金

届け出ない場合や立入検査を拒否した場合、20万円以下の罰金が科されることがあります。



※特定動物：ニホンザル、イヌワシ、ワニガメなど、政令で定める人等に危害を加える可能性がある動物のこと。

犬が人をかんだ場合、保健所への届出及び犬が狂犬病にかかっているかどうかについて獣医師の検診を受けさせることが必要です。



届け出ない場合や検診を受けさせない場合、20万円以下の罰金が科されることがあります。

問い合わせ先

○最寄りの健康福祉センター（保健所）

○千葉県動物愛護センター

〒286-0211 富里市御料709-1 電話.0476-93-5711

○千葉県動物愛護センター東葛飾支所

〒277-0941 柏市高柳1018-6 電話.04-7191-0050

編集・発行

千葉県健康福祉部衛生指導課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2642

FAX 043-227-2713

